

平成 25 年度第 2 回自動車整備技能登録試験〔学科(口述)試験〕

第 88 回〔一級小型自動車〕

平成 26 年 5 月 11 日

12 問 題 用 紙

【試験の注意事項】

1. 試験は問題 1 と問題 2 があり、試験時間はそれぞれ 5 分です。問題 1 が 5 分以内に終了した場合、試験開始後 5 分のブザー吹鳴まで問題 2 には進めません。
2. 試験開始のブザー吹鳴と同時に試験時間がカウントされるので、入室後は速やかに氏名(フルネーム)を申し出て、問題 1 に進みなさい。
3. 試験中、試験委員に対して受験者としてふさわしくない言葉づかい・態度があった場合は、減点の対象となります。
4. 試験終了後は、この問題用紙を持ち帰りなさい。

【不正行為等について】

1. 携帯電話、PHS 等の電子通信機器類は、試験会場に入る前に必ず電源を切って、カバン等に入れておいてください。
2. 試験時間中(試験会場内)において、携帯電話、PHS 等の電子通信機器類を使用した場合は、不正の行為があったものとみなし、試験を停止し、又は、その試験を無効とすることがあります。
3. 登録試験に関して不正の行為があったときは、当該不正行為に関係ある者について、その試験を停止し、又は、その試験を無効とすることがあります。

この場合において、その者について、3 年以内の期間を定めて登録試験を受けさせないことがあります。

問題 1. スズキ氏は、「走行中に異音が発生する。」という修理を依頼するため、本日、自動車に乗って整備工場を訪れた。下記の「自動車に関する情報」をもとに、依頼に関する「基本的な問診」を実施しなさい。

なお、問診後に試験委員が点検方法などについて質問するので答えなさい。

続いて、「日常点検整備を実施すべき時期・インターバル」について、法律でどのように定められているのか、下に示す【道路運送車両法】を参考に、試験委員の求めに応じて説明しなさい。

【参考：道路運送車両法】

(日常点検整備)

第 47 条の 2 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 「次条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる自動車」(自家用貨物車と事業用などに分類される自動車)の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、1 日 1 回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 省略

〔自動車に関する情報〕

自動車登録番号	〇〇 333 と 〇〇〇〇
自動車の種類	普通四輪自家用乗用車
初度登録年月	平成 20 年 6 月
エンジン	電子制御式ガソリン・エンジン
総排気量	2.495 ℓ
駆動方式	FR 2WD
トランスミッション	5 速 AT
ブレーキ	4 輪ディスク・ブレーキ
年間走行距離	約 15,000 km
総走行距離	90,000 km
自動車の乗車定員	5 人
その他	この自動車は平日は通勤に、土日はレジャーや買い物に使われている。

問題 2. サトウ氏から、「リヤ右側のパワー・ウインドが動かない。」及び、「車両の下廻りにグリースが飛び散っている。」という故障の修理依頼と、自動車購入後6年目の「1年定期点検整備」及び「日常点検整備」の依頼があり、必要な点検整備作業を行った。

1. 試験委員の指示に従って点検整備記録簿の情報をもとに、次の(1)~(2)の順序で説明しなさい。

- (1) 依頼された故障の内容、修理内容及び修理後の確認結果について
- (2) 点検整備記録簿の次の項目について
 - ① 交換した項目
 - ② 調整又は測定の数値のある項目

なお、試験の都合上、以下のとおり留意して下さい。

- ① 点検整備記録簿、交換部品を試験委員に向けて説明する必要はない。
- ② 点検整備記録簿には必要事項を書き込んでよい。
- ③ 整備保証の適用及び整備料金の説明は行わなくてよい。

2. 上記「1. (1)~(2)」の説明終了後、試験委員が「ドライブ・シャフトのダスト・ブーツにき裂が生じ、グリースが飛び散っている状態で車を使い続けた場合の影響」について質問するので一つ答えなさい。

〔情報〕

1. 自動車に関する情報

自動車の種類	小型四輪自家用乗用車
初度登録年月	平成20年5月
エンジン	電子制御式ガソリン・エンジン
総排気量	1.296ℓ
駆動方式	FF 2WD
トランスミッション	CVT
年間走行距離	約16,000km
総走行距離	96,000km

2. 点検整備作業等

- (1) 「リヤ右側のパワー・ウインドが動かない。」及び、「車両の下廻りにグリースが飛び散っている。」という故障の修理と1年定期点検整備及び日常点検整備を実施した。(作業内容は点検整備記録簿のとおり)
- (2) エンジン・オイルとオイル・フィルタはサトウ氏の依頼により交換した。
- (3) 部品交換は、サトウ氏に連絡して了承を得てから行った。

問題 2 交換部品等

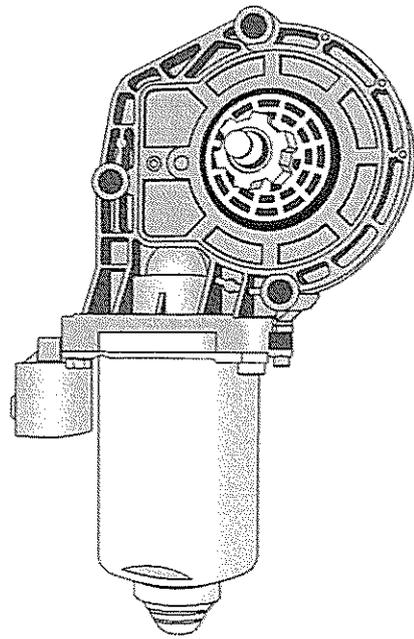
●エンジン・オイル

(図は省略)

●オイル・フィルタ

(図は省略)

●パワー・ウインド・モータ



●ドライブ・シャフトのダスト・ブーツ

